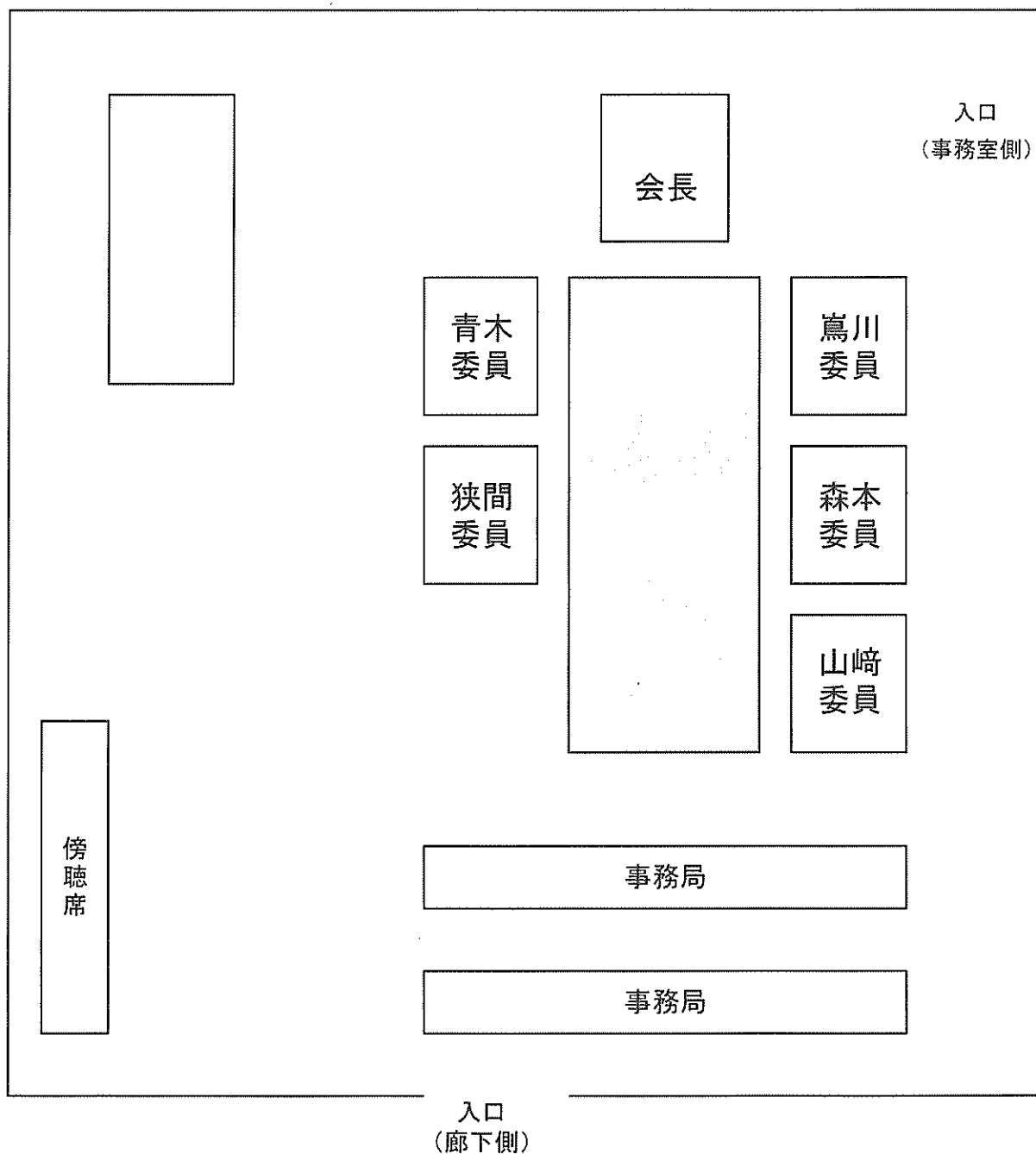


# 奈良県公契約審議会 座席表

令和2年2月25日(火)  
奈良県庁 会計管理者室



## 奈良県公契約審議会委員名簿

任期 令和元年5月1日～令和3年4月30日（2年間）

(ふりがな) 委員氏名	当初就任日	出身団体の役職名等
(あおき としひこ) 青木 利彦	平成29年5月1日	奈良労働局 労働基準部長
(しまかわ やすお) 畷川 安雄	令和元年5月1日	一般財団法人 南都経済研究所理事長
(はざま かよこ) 狭間 香代子	平成28年4月1日	関西大学 人間健康学部教授
(もりもと てつじ) 森本 哲次	平成27年5月1日	奈良県教育委員
(やまざき やすこ) 山崎 靖子	平成27年5月1日	古都の風法律事務所 弁護士

(五十音順)

平成二十六年十月二十四日  
奈良県規則第三十四号

奈良県公契約審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定に基づき、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- 一 条例第二条第二号に規定する特定公契約の種類及び金額
- 二 奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号。以下この条において「施行規則」という。）第五条第一項に規定する評価
- 三 施行規則第五条第二項に規定する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例及び施行規則に関し重要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに審議会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、会長は、議決に加わる権利を有しない。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、会計局総務課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 奈良県公契約審議会運営要領

平成 28 年 6 月 29 日審議会決定

### 1 趣旨

奈良県公契約審議会規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 34 号）第 9 条の規定に基づき、奈良県公契約審議会の運営に関し次のとおり定める。

### 2 審議会の公開又は非公開

奈良県公契約審議会の会議は、原則として公開するものとする。

### 3 会議開催の周知

(1) 会議を公開するに当たっては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて、会議の開催の周知をする。

#### (2) 周知事項

- ア 会議の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

### 4 公開の方法

(1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県公契約審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県公契約審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

### 5 議事録

(1) 審議会においては、議事録を作成する。

(2) 議事録は、原則として公開とする。

(3) 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の日時及び場所
- イ 出席委員及び欠席委員の氏名
- ウ 議事内容
- エ その他

(4) 会長及び会長が会議において指名する委員 2 名は、議事録に署名する。

(5) 議事録は、複写したものを委員に配布する。

(6) 議事録を奈良県ホームページに掲載する。

(7) 議事録の様式については事務局に一任する。

### 6 運営要領の疑義

この運営要領に関し疑義が生じたときは、会長がこれを決める。ただし、異議があるときは、委員会の議決によるものとする。

# 奈良県公契約審議会傍聴要領

奈良県公契約審議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

## 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

# 奈良県公契約条例の概要

## 目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の表現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

## 責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

## 基本方針

(1) 社会的価値の評価

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の表現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めると。

- ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。
- イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

## 公契約の定義

- ① 県が発注する建設工事の請負契約
- ② 県が業務を委託する契約
- ③ 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

## 社会的価値の評価

### 評価項目の種類

- ① 「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」※登録
- ② 障害者雇用
- ③ 保護観察対象者等雇用

### 評価方法

建設工事	業者格付け時
業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

・各項目の該当状況により加点点評価

・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

## 法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

### 特定公契約の範囲

建設工事	予定価格3億円以上
業務委託 (下記業務)	予定価格3千万円以上
指定管理 (下記業務)	委託料上限額3千万円以上

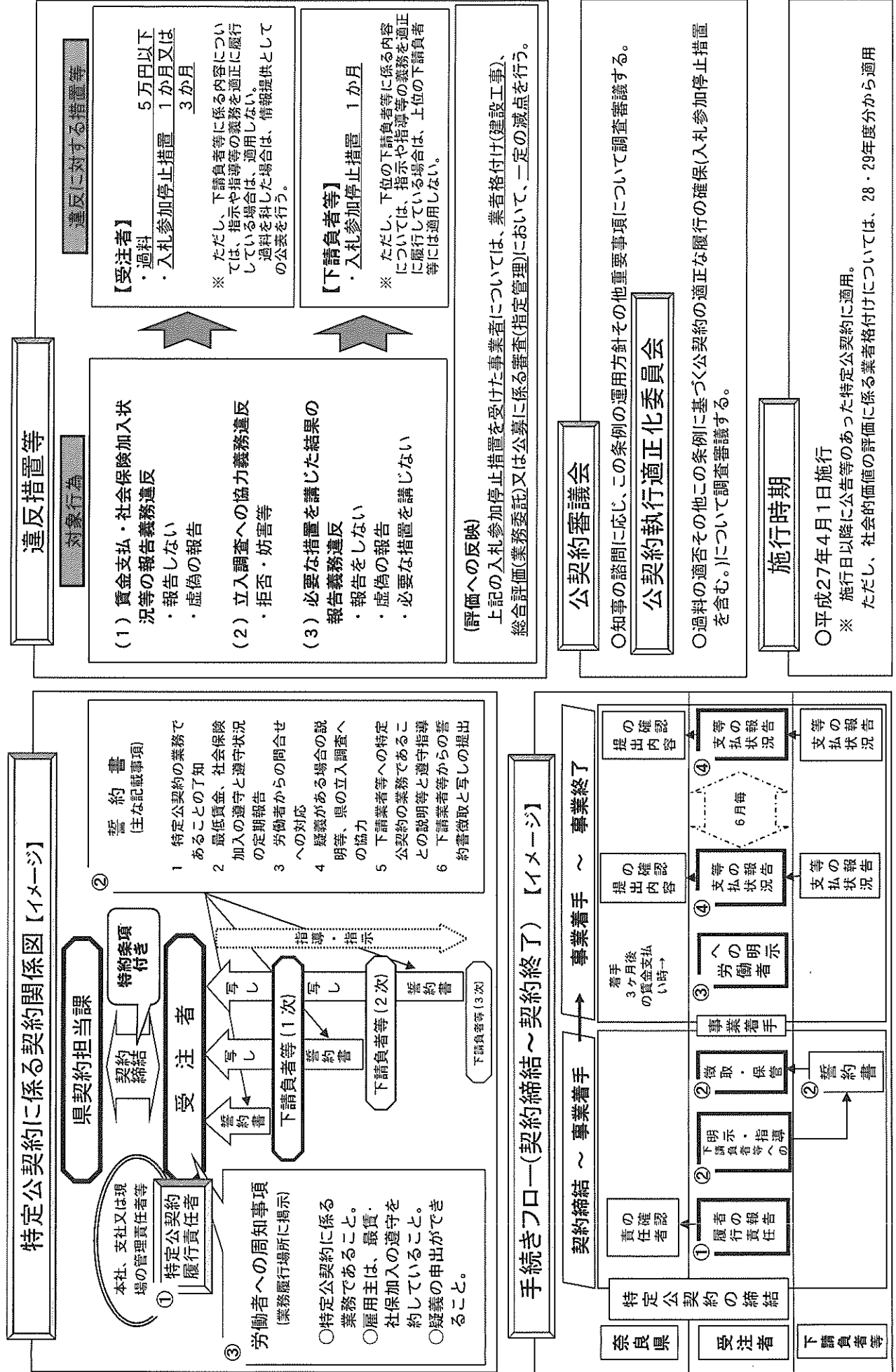
### 遵守事項

- 最低賃金、社会保険加入の遵守
- 条例に基づく諸手続き
- ① 履行責任者の選任・報告
- ② 下請負者等への明示及び指導
- ③ 労働者への支払賃金等の報告
- ④ 定期の支払賃金等の説明等
- ⑤ 疑義がある場合の協力
- ⑥ 立入調査への協力
- ⑦ 必要な措置の結果報告

【業務委託及び指定管理に係る特定公契約に該当する業務の範囲】

次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）  
ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、  
イ 駐車場管理業務、受付業務、案内業務、案内業務、案内業務又は電話交換業務  
イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

# 奈良県公契約条例の概要



## 1 公契約条例の要点

### 公契約条例の対象

建設工事	予定価格 <b>3億円</b> 以上
業務委託	予定価格 <b>3千万円</b> 以上
指定管理	委託料上限額 <b>3千万円</b> 以上

### 実現すべき事項

(1) 法令の遵守		
遵守事項	確認対象	確認方法
◆最低賃金の遵守	受注者 (下請業者を含む)	賃金支払報告書 により確認
◆社会保険加入の遵守		

### (2) 社会的価値の実現

評価項目の種類	実現方法
① 「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」 障害者雇用	建設工事 業者格付け時に評価
② 保護観察対象者等雇用	業務委託 総合評価入札時に評価
	指定管理 公募に係る審査時に評価

## 2 実施状況 (Output)

R元年12月31日現在

### ◆ 契約件数

- 建設工事 **69件**  
(27年度:16件, 28年度:18件, 29年度:12件, 30年度:16件, 31年度:7件)
- 業務委託 **32件**  
(27年度:1件, 28年度:8件, 29年度:8件, 30年度:13件, 31年度:2件)
- 指定管理 **7件**  
(27年度:0件, 28年度:2件, 29年度:1件, 30年度:4件, 31年度:0件)

### 上記のうち

### ◆ 賃金支払報告書 提出済

- 建設工事 **60件 (2,779人)**  
(延べ158回, 3, 523人)
- 業務委託 **29件 (346人)**  
(延べ81回, 851人)
- 指定管理 **6件 (96人)**  
(延べ 20回, 432人)



### 3 効果測定 (Outcome)

#### (1) 最低賃金・社会保険加入の遵守

◆ 賃金状況

◆ 「最低賃金以上を確認」

◆ 社会保険

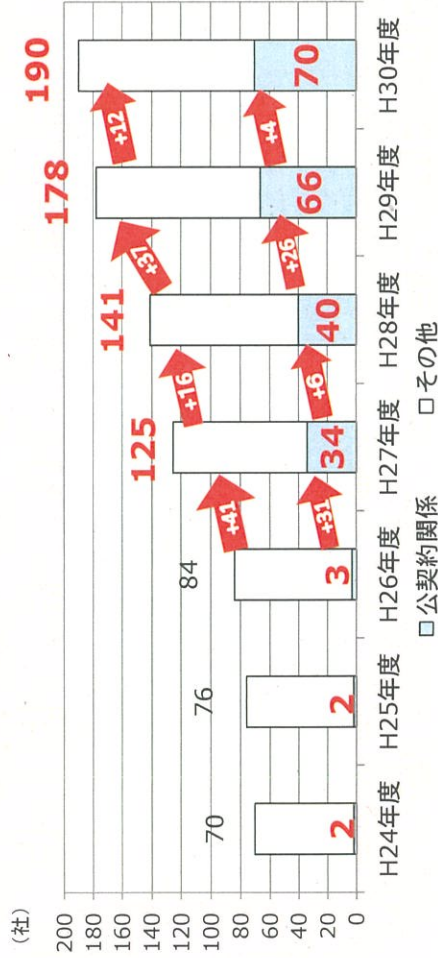
◆ 「加入を確認」

特定労働者 3, 221

法令遵守を確認

#### (2) 社会的価値の実現

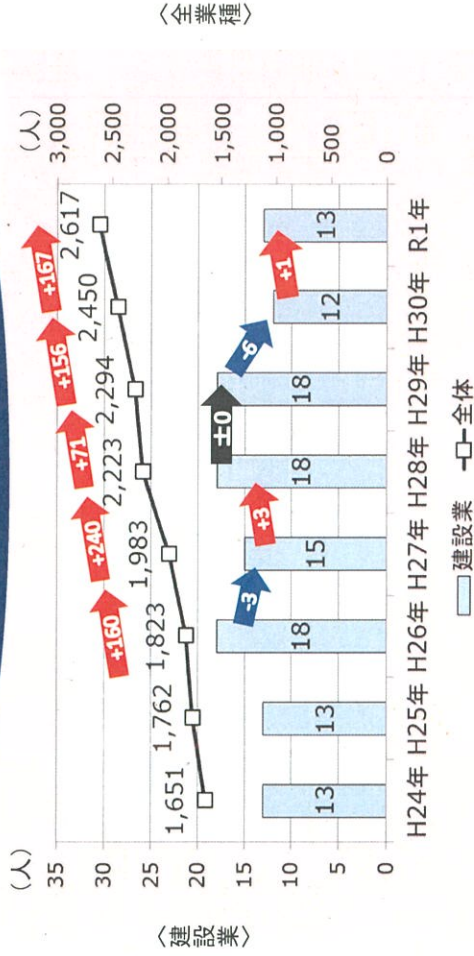
#### ① 社員・シヤイン職場づくり 推進企業 登録社数



#### 条例の効果が認められる

出典: 奈良県産業雇用振興部雇用政策課 提供資料

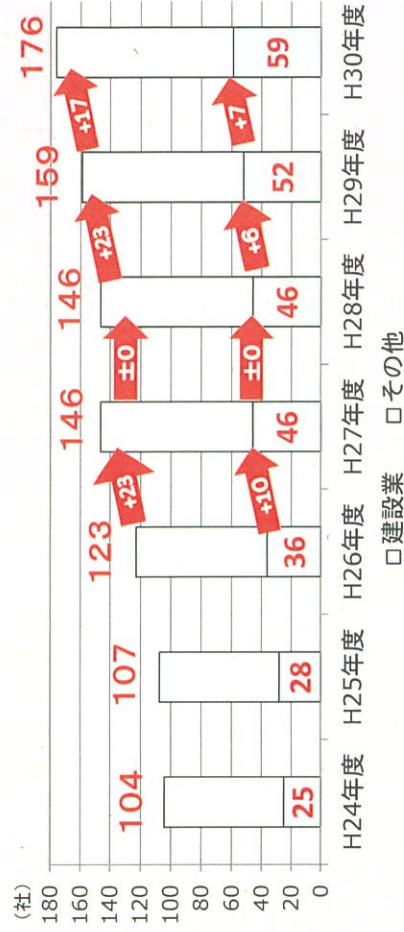
#### ② 障害者雇用



#### 条例の効果の可能性

出典: 奈良労働局「平成30年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果」

#### ③ 保護観察者等の 協力雇用主数



#### 条例の効果の可能性

出典: 奈良保護観察所 提供資料

令和元年度 特定公契約該当契約(令和元年度中の契約(予定を含む))

令和1年12月31日現在

公契約区分	特定公契約該当要件	特定公契約該当件数
建設工事	3億円以上	12件
業務委託	3千万円以上、該当業務	3件
指定管理	3千万円以上、該当業務	0件

# 令和元年度 特定公契約（予定価格3億円以上）該当契約 取りまとめ

契約の種類別
建設工事

特定公契約 令和元年度契約 12件

契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		部局	所属	
1 県営住宅桜井団地第1期新築工事(建築工事)	R1.5.20(済)	R1.10.8	R3.1月	1,520,200	まちづくり推進局	住まいまちづくり課	
2 まほろば健康パーク屋外プール膜屋根及び観客席等整備工事(建築工事)(まほろば健康パーク管理・運営事業(主プロ))	R1.5.20(済)	R1.10.7	R3.6.18	957,000	県土マネジメント部まちづくり推進局	公園緑地課	
3 奈良朱雀高校(18,19)耐震・大規模改修工事(建築工事)	R1.5.20(済)	R1.10.7	R3.3.17	896,423	教育委員会事務局	学校支援課	
4 一般国道168号 阪本工区 (仮称)阪本トンネル北坑口法面工事(地域連携道路事業(南部・東部))	R1.6.24(済)	R1.9.18	R2.12.15	376,303	県土マネジメント部	道路建設課	
5 文珠川 通常砂防事業	R1.7.18(済)	R1.9.30	R3.12.28	295,732	県土マネジメント部	砂防・災害対策課	
6 橿原考古学研究所附属博物館空調等改修工事(機械設備工事)	R1.7.25(済)	R1.10.21	R2.10.21	434,500	地域振興部	文化資源活用課	
7 熊野川 護岸復旧工事(河川災害復旧事業)	R1.8.20(済)	R1.11.8	R2.7.30	396,603	県土マネジメント部	河川課	
8 大畑滞 通常砂防事業	R1.10.17(済)	R2.1.7	R3.6.30	345,651	県土マネジメント部	砂防・災害対策課	
9 一般国道168号 阪本工区 (仮称)阪本トンネル工事	R1.11.5(済)	R2.3.25	R4.3.30	開札はR2.1月以降	県土マネジメント部	道路建設課	
10 郡山高校(城内学舎)除却工事	R1.11.11(済)	R2.1.28	R2.12.28	開札はR2.1月以降	教育委員会事務局	学校支援課	
11 下市取水場脱水ケーキ等貯留設備更新工事	R1.12.5(済)	R2.1月頃	R3.3月頃	開札はR2.1月以降	水道局	総務課	
12 御所浄水場2系排水処理電気設備更新工事	R1.12.5(済)	R2.1月頃	R3.3月頃	開札はR2.1月以降	水道局	総務課	

令和元年度 特定公契約（予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの）該当契約 取りまとめ

契約の種別
業務委託

特定公契約 令和元年度契約 3件
------------------

契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	【委託・指定管理のみ】業務内容		契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		対象業務(①～⑧)	対象外業務(⑨～⑩)	部局	所属	
1 馬見丘陵公園管理業務	H31.3.18(済)	H31.4.1	R2.3.31	36,400	③駐草場管理 ④受付、案内	⑩施設運営	まちづくり推進局	馬見丘陵公園館	※3号随契
2 奈良県中央卸売市場総合管理業務委託	R1.10.16(済)	R1.12.1	R2.11.30	77,550	①清掃、②警備	⑨設備保守・運転	農林部	中央卸売市場	
3 奈良土木事務所維持管理アウトソーシング試行業務	R2.11月頃	R2.3月頃	R3.3.31		①清掃④受付、案内	⑩建設コンサルタント	県土マネジメント部	企画管理室	

